　　　大子町ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、令和４年８月３１日に表明した「大子町ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、２０５０年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すための事業として、脱炭素化に資する家庭用の設備等を導入する者に対し、予算の範囲内において、ゼロカーボン推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、大子町補助金等交付規則（平成２２年大子町規則第１６号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　(1) 住宅用太陽光発電システム　住宅の屋根に設置された太陽光電池モジュール（１０ｋｗ未満）に太陽光が当たると発電する仕組みのものをいう。

　(2) 定置用リチウムイオン蓄電池　太陽光発電システムと連携（接続及び充放電）し、電力会社の電力系統に蓄電システムを接続することによって、電力系統から直接蓄電システムに電気を貯めることが可能なものをいう。

　(3) 家庭用充電設備　電気自動車等に電気を充電するための機器をいう。

　(4) 電気自動車　電気をエネルギー源とし、電動機で走行する自動車のことをいう。

　（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

　(1) 町内に住所を有する者

　(2) 町税等を滞納していない者

(3) 前条第２号については、いばらきエコチャレンジに会員登録している者

２　前項の規定にかかわらず、大子町暴力団排除条例（平成２４年大子町条例第１号）第２条第１号又は同条第３号に規定する者若しくはこれらの者と密接な関係を有する者は、補助対象者としない。

　（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる設備等（以下「設備等」という。）の設置工事又は購入に要する経費で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するとする。

　(1) 自らが所有するものであること。

　(2) 未使用品であること。

　(3) 商業に使用しないものであること。

　(4) 電気自動車においては、外部から給電できるものであること。

　（補助金の額等）

第５条　補助金の額は、補助対象経費から他の補助金等を差し引いた額に別表に掲げる補助率を乗じて得た額とし、同表に掲げる補助上限額を限度とする。この場合において、補助金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、電気自動車に係るものを除きこれを切り捨てるものとする。

２　補助金の交付は、一の補助対象経費につき一の年度において１回を限度とする。

　（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、設置工事の着工又は購入契約をする前にゼロカーボン推進事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

　(1) 設備等の設置工事又は購入に係る見積書の写し

　(2) 市町村税完納証明書

　(3) 設備等の概要がわかるもの

　(4) 建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）の規定による許可が必要な場合は、その許可証の写し

　(5) 建築基準法の規定による建築工事届を提出した場合は、その建築工事届の写し

　(6) 定置用リチウムイオン蓄電池の場合は、「いばらきエコチャレンジ」の会員登録していることがわかるもの

　(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

第７条　申請者は、前条に規定する申請をしようとする場合において、当該申請をしようとする年度内に設置工事又は納車等が完了しないことが明らかであるときは、仮申請をしなければならない。

２　前項の仮申請をする場合においては、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「ゼロカーボン推進事業補助金交付申請書」とあるのは「ゼロカーボン推進事業補助金交付仮申請書」と、「申請する」とあるのは「仮申請する」と読み替えるものとする。

３　町長は、第１項の規定による仮申請があったときは、内容を審査の上、補助金の交付の可否の仮決定をするものとする。

４　前項の仮決定をする場合においては、規則第４条の規定を準用する。この場合において、同条中「申請」とあるのは「仮申請」と、「決定」とあるのは「仮決定」と、「補助金等交付決定通知書」とあるのは「補助金等交付仮決定通知書」と、「補助金等不交付決定通知書」とあるのは「補助金等不交付仮決定通知書」と読み替えるものとする。

５　前条の規定にかかわらず、既に第３項の仮決定の通知を受けた者から、当該決定が通知された日の属する年度の末日までに別段の申出がないときは、前条に規定する申請があったものとみなす。

　（完了報告）

第８条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、設備等の設置工事又は納車等が完了したときは、速やかにゼロカーボン推進事業補助金完了報告書（様式第２号）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

　(1) 設備等の設置工事又は購入に係る契約書等の写し

　(2) 設置又は購入を証明する金額の分かる書類（領収書等）の写し

　(3) 設置し、又は購入した設備等の写真

　(4) 他の補助金等額の分かる書類の写し

　(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

　（取得財産の処分等）

第９条　補助決定者は、補助金の交付に係る設備等（以下「取得財産」という。）について、補助金の交付決定を受けた日から起算して別表に掲げる財産処分の制限期間を経過するまでの間は、町長の承認を得ずに補助金の交付目的に反して譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するなどの処分（以下「処分等」という。）をしてはならない。

２　補助決定者は、前項に規定する期間において処分等をしようとするときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を町長に返還しなければならない。

３　補助決定者は、第１項の町長の承認を受けようとするときは、あらかじめゼロカーボン推進事業補助金取得財産処分等承認申請書（様式第３号）を町長に提出しなければならない。

４　町長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定するものとする。

　（協力依頼）

第１０条　町長は、補助決定者に対し、本町のゼロカーボン推進を始め、地球温暖化対策推進等の必要な事項に関し、協力を求めることができる。

　（補則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

　この告示は、令和６年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この告示は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第４条、第５条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設備等の種類 | 補助率 | 補助上限額 | 財産処分の  制限期間 |
| 住宅用太陽光発電システム | １／２ | １００，０００円 | １０年間 |
| 定置用リチウムイオン蓄電池 | １／２ | １００，０００円 | ５年間 |
| 家庭用充電設備 | １／２ | ５０，０００円 | ４年間 |
| 電気自動車（普通自動車） | １０／１０ | ２００，０００円 | ４年間 |
| 電気自動車（軽自動車） | １０／１０ | １００，０００円 | ４年間 |

様式第１号（第６条関係）

ゼロカーボン推進事業費補助金交付申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　大子町長　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　ゼロカーボン推進事業費補助金の交付を受けたいので、大子町ゼロカーボン推進事業費補助金交付要綱第６条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 設備等の種類 | □　住宅用太陽光発電システム  □　定置用リチウムイオン蓄電池  □　家庭用充電設備  □　電気自動車（普通自動車）  □　電気自動車（軽自動車） |
| 設備等の設置工事等  の見積額（Ａ） | 円 |
| 他の補助金等予定額（Ｂ） | 円 |
| 補助金交付申請額  （Ａ）－（Ｂ） | 円 |
| 着工（契約）予定年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 完了（納車等）予定年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 設置工事（購入）等事業者 | 住　　所 |
| 事業者名 |
| 連 絡 先 |

添付書類は、次の書類を添付してください。

　(1) 設備等の設置工事又は購入に係る見積書の写し

　(2) 市町村税完納証明書

　(3) 設備等の概要が分かるもの

　(4) 建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）の規定による許可が必要な場合は、その許可証の写し

　(5) 建築基準法の規定による建築工事届を提出した場合は、その建築工事届の写し

(6) 定置用リチウムイオン蓄電池の場合は、「いばらきエコチャレンジ」の会員登録がわかるもの

様式第２号（第８条関係）

ゼロカーボン推進事業補助金完了報告書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　大子町長　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　報告者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　ゼロカーボン推進事業費補助金に係る設備等の設置工事（納車等）が完了したので、大子町ゼロカーボン推進事業費補助金交付要綱第８条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 設備等の種類 | □　住宅用太陽光発電システム  □　定置用リチウムイオン蓄電池  □　家庭用充電設備  □　電気自動車（普通自動車）  □　電気自動車（軽自動車） |
| 設備等の設置工事等  の実績額（Ａ） | 円 |
| 他の補助金等額（Ｂ） | 円 |
| 補助金交付額  （Ａ）－（Ｂ） | 円 |
| 着工（契約）年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 完了（納車等）年月日 | 年　　　月　　　日 |

添付書類は、次の書類を添付してください。

　(1) 設備等の設置工事又は購入に係る契約書等の写し

　(2) 設置又は購入を証明する金額の分かる書類（領収書等）の写し

　(3) 設置し、又は購入した設備等の写真

　(4) 他の補助金等額の分かる書類の写し

様式第３号（第９条関係）

ゼロカーボン推進事業補助金取得財産処分等承認申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　大子町長　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　取得財産の処分等をしたいので、大子町ゼロカーボン推進事業費補助金交付要綱第９条の規定により、次のとおり申請します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 交付年月日 | 年　　月　　日 | | | | | | |
| 処分等を行う取得財産 | □　住宅用太陽光発電システム  □　定置用リチウムイオン蓄電池  □　家庭用充電設備  □　電気自動車（普通自動車）  □　電気自動車（軽自動車） | | | | | | |
| 処分等の方法 | 売　却 | 譲　渡 | 交　換 | 貸　与 | 担　保 | 廃　棄 | その他 |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 処分等の時期 | 年　　月　　日（予定） | | | | | | |
| 処分等の理由 |  | | | | | | |

※処分等の方法で「その他」を選択した場合は、その内容を具体的に記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| その他 |  |